

令和5年度 第10回

御殿場市農業委員会総会定例会

議 事 録

御殿場市農業委員会

開催日時 令和6年1月12日(金)午後2時00分から3時30分

開催場所 御殿場市民会館 3階 第7会議室

出席委員 (29人)

1番 勝又忠好君	2番 杉山道洋君
3番 加藤由富君	4番 立道和策君
5番 岩瀬茂君	6番 勝又政昭君
7番 長田守正君	8番 坂本登志雄君
9番 伊倉ふさ子君	10番 勝亦里沙君
11番 小宮山光文君	
13番 鎌野博之君	14番 山崎嘉幸君
	16番 勝又高君
17番 田代速夫君	18番 内田元和君
19番 鈴木政信君	20番 土屋直人君
21番 小林武治君	22番 大庭省一君
23番 勝亦康雄君	24番 勝又保明君
25番 渡辺義文君	26番 勝又光明君
27番 杉山光利君	28番 石田澄夫君
29番 滝口恵治君	30番 杉山裕君
31番 林良三君	

欠席委員 (2人)

12番 小宮山勉君	15番 芹沢重徳君
-----------	-----------

議事日程

- 1 開 会
- 2 会長挨拶
- 3 議事録署名人の指名について
- 4 会議書記の指名について
- 5 農地法に関する報告
議案第17号 農地法第4条第1項第7号の規定による農地転用届出書の受理について
議案第18号 農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出書の受理について
- 6 農地法に関する議案
議案第38号 農地法第3条の規定による決定許可申請書の決定について
議案第39号 農地法第4条の規定による決定許可申請書の決定について
議案第40号 転用目的・事業計画変更申請書の決定について
- 7 農業経営基盤強化促進法に関する議案
議案第41号 農用地利用集積計画の決定について
- 8 その他
- 9 閉 会

農業委員会事務局職員

根上 宏樹 浅水 隆司 芹澤 慶将 遠藤 慎也 大川 将広 田代 欣三

会議の概要

- 事務局長 ただ今から令和5年度第10回御殿場市農業委員総会定例会を開会いたします。議案書をおめくりいただきまして、こちらの日程どおりに進行をさせていただきます。
- 会長 --会長挨拶--
- 事務局長 ありがとうございました。
本日の出席の報告ですが、議席番号12番 小宮山勉委員、議席番号15番 芹沢重徳委員が欠席となります。農業委員の出席は過半数を超えており、本会議が成立することを報告します。農業委員会総会会議規則 第4条の規定により、小宮山会長を議長として進めていただきます。
会長よろしくお願いたします。
- 会長 これからの進行について、私が議長職を務めさせていただきます。円滑に進めるため委員の皆様にご協力をよろしくお願いたします。
- 会長 日程3 議事録署名人の指名ですが、5番 岩瀬茂委員、7番 長田守正委員よろしくお願いたします。
- 会長 日程4 会議書記の指名ですが、遠藤書記を指名いたします。
- 会長 日程5 農地法に関する報告事項に入ります。
報第17号 農地法第4条第1項第7号の規定による農地転用届出書の受理について事務局より報告を求めます。
- 事務局 議案書の1ページをお願いします。
報第17号 御殿場市農業委員会規程第11条第1項第1号の規定により、事務局長が専決したので同条第2項の規定により次のとおり報告する。令和6年1月12日報告。今月の4条の届出は3件です。

(番号1～3について内容の読み上げ)

以上で事務局からの報告を終わります。
- 会長 ただ今、事務局からの報告がございました。ご意見、ご質問等ございませんか。

(質問、意見等 なし)
- 会長 報告事項でございますので、ご了承お願いたします。

会長 続きます、報第18号 農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出書の受理について 事務局より報告を求めます。

事務局 議案書の2ページをお願いします。
報第18号 御殿場市農業委員会規程第11条第1項第1号の規定により、事務局長が専決したので同条第2項の規定により次のとおり報告する。令和6年1月12日報告。今月の5条の届出は1件です。

(番号1についての内容読み上げ)

以上で事務局からの報告を終わります。

会長 ただ今、事務局からの報告がございました。ご意見、ご質問等ございませんか。

(質問、意見等 なし)

会長 報告事項でございますので、ご了承をお願いします。

会長 日程6 農地法に関する事項に入ります。
議案第38号 農地法第3条の規定による許可申請書の決定について を議題とします。
事務局から説明を求めます。

事務局 議案書の3ページをお願いします。
議案第38号 次のとおり、農地法第3条の規定による許可申請書が提出されたので、委員会の決定に附す。令和6年1月12日提出。今月の3条許可申請は2件です。
最初に議案書の訂正をさせていただきます。整理番号1の調査委員が13番委員と記載されておりますが、正しくは1番委員となります。

番号1 (議案書の内容読み上げ) 田 5,082 m²

譲受人は当該申請地を自ら所有して経営を行うため譲渡人より買い受けるものです。なお当該申請地は、農業経営基盤強化促進法に関する議案として、令和5年9月総会に、本申請者間での利用権の設定について議決されたものですが、すでに解約が成立しています。

整理番号1について、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たすと考えます。

番号2 (議案書の内容読み上げ) 田 1,084 m²

譲受人は試験研究のため譲渡人より賃貸借により借り受けるものです。

整理番号2について、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たすと考えます。

以上で事務局からの説明を終わります。

会長

整理番号 1 について担当委員より調査結果の報告を求めます。

1 番委員

調査日は令和 5 年 1 2 月 2 6 日です。調査場所は現地及び自宅で行いました。

申請行為については、本人が申請したもので、内容に間違いはありません。

権利移転等の内容については、譲受人は現在も本申請地を譲渡人から借り受けて耕作しておりましたが、この度売却希望のあった譲渡人と売買契約を結ぶもので、農地取得は適正と思われま

す。効率的利用については、取得する農地は自宅から 2.5 km、車で 7 分程度です。農作業従事者は本人と父親の 2 名で本人は 30 年の経験があり、農機具については、トラクター、管理機、ハンマーナイフモア等を所有しており、取得する農地は畑として利用いたします。時期の野菜等を作付けし、管理するとのことです。

耕作管理計画については、取得する農地は現在畑として活用しており、今後も畑として利用する予定とのことです。

転貸し等はありません。

地域との調和については、今後も畑として利用するため、周辺農地利用に影響を及ぼすことは無いと考えます。農薬の使用については、周辺の農家と意見疎通をはかり地域の基準に従うとのことです。

調査の結果は以上です。よろしくお願いたします。

会長

整理番号 2 について担当委員より調査結果の報告を求めます。

5 番委員

調査日は令和 5 年 1 2 月 2 7 日です。調査場所につきまして、譲渡人は自宅において調査し、譲受人については、電話にて調査を実施いたしました。

申請につきましては、譲渡人、譲受人共に申請行為については、本人が申請したものであり、内容に間違いはありません。

権利の設定、移転等の内容につきましては、譲受人は試験研究のため、高齢により農業規模を縮小したいと考えていた譲渡人から農地を借り受けるための申請です。この農地の借り受けにつきましては、平成 2 0 年に賃貸の契約がなされておりましたが、当時農地法に無知であり、またその後譲渡人の祖父母並びに父親も亡くなり、現在の作業従事者は譲渡人と母親の 2 名となってしまいました。

効率的利用につきましては、譲受人が取得する水田は、譲渡人の自宅から 2.5 km で、車で 10 分くらいの場所となります。譲受人が借り受ける水田については、譲渡人と母親の 2 名が耕耘まで行ない、田植えから稲刈りについては、譲受人の従業員が実施するとのことです。作業従事者の譲渡人の母親は 50 年の経験があり、農機具については、田植機、トラクター、コンバイン、耕耘機等を所有しております。田植機、コンバインについては、譲受人の所有の農機具について対応するとのことです。譲受人が現在所有する農地は研究のための水田耕作が主であり、新たに取得する農地についても、稲のいもち病の研究を目的とした水田として利用するそうです。以上のことから取得する農地も効率的に耕作管理すると思われま

耕作管理計画についてですが、取得する農地は水田として活用されており、今後も研究を目的とした水稻を作付けする予定とのことです。

転貸しにつきましては、転貸しはありません。

地域との調和につきましては、地域集落の取り決めに従い、支障の無いように耕作を行うとのことです。万が一被害が発生した場合、責任をもって対処するとのことです。

以上で報告とさせていただきます。ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

会長

事務局及び調査委員から説明がございました。ご意見、ご質問等ございませんか。

(質問、意見等 なし)

会長

無いようなので、採決に入りたいと思います。

本案について賛成の方は挙手願います。

(全員挙手)

会長

全員賛成のようですので、本案については、原案どおり決定いたします。

会長

議案第39号 農地法第4条の規定による許可申請書の決定について を議題とします。

事務局から説明を求めます。

事務局

議案書4ページをお願いします。

議案第39号 次のとおり農地法第4条の規定による許可申請書が提出されたので、委員会の決定に附す。令和6年1月12日提出。今月の4条許可申請は1件です。

番号1 (議案書の内容読み上げ) 畑 687 m²

転用内容は、駐車場20台です。

農地の区分は、街区の面積に占める宅地面積の割合が40%を超えるため、第3種農地に区分されます。

以上で事務局からの説明を終わります。

会長

整理番号1番について、担当委員より調査結果の報告を求めます。

14番委員

調査日は令和5年12月27日です。調査場所は現地において行いました。

申請行為については、本人が申請したものであり、内容に間違いはありません。

転用理由は、近隣に商業施設等が多く、駐車場が不足していると企業からの申し出をいただいたことから今回の申請となりました。また御殿場駅乙女口付近にあるホテルのマイクロバス2台分の駐車確保を依頼されたと申しておりました。

資金については、土地整地費、測量費等合計200万円を自己資金にて対応するとのこ

とです。

他の権利者の同意、これについては、他の権利設定はありません。

転用時期については、許可後すぐに着工したいとのことです。

他法令の関係ですが、他法令による許可等は必要ないとのことです。

転用面積は687㎡で事業目的から考えて適正であると考えます。

周辺への影響ということで、特に被害防除設備は設置しないですが、万が一発生した場合は責任を持って対処するとのことです。

以上でございます。

会長

事務局及び調査委員から説明がございました。ご意見、ご質問等ございませんか。

(質問、意見等 なし)

会長

無いようなので、採決に入りたいと思います。

本案について賛成の方は挙手願います。

(全員挙手)

会長

全員賛成のようですので、本案については、原案どおり決定いたします。

会長

次に、議案第40号 転用目的・事業計画変更申請書の決定について を議題とします。

事務局に議案の説明を求めます。

事務局

議案書5ページをお願いします。

議案第40号 次のとおり、事業計画変更申請書が提出されたので、委員会の決定に附す。令和6年1月12日提出。今回の事業計画変更申請につきましては、昨年度の2月に農地転用の許可を受けている事業において、申請地の計画どおり着手できなかったため提出されたものです。

番号1 (議案書の内容読み上げ) 田・畑 8,141.63㎡

計画変更を必要とする理由は、申請地の部農会からの要請により工事の着手が10ヶ月遅れることになった。また当初設置を予定していた太陽光パネルが廃盤となり仕様が変更となったことで、設置する太陽光パネルのサイズ、総枚数、配置が変更となったため計画を見直すものです。

以上で事務局からの説明を終わります。

会長

担当委員より調査結果の報告を求めます。

19番委員

調査日は令和5年12月27日です。

申請の内容については正当であり問題ないと思います。

本人が申請したもので、正当である。

調査につきましては、地主さん達はすでに承知している内容でして、代表の1名と確認しております。申請人とは電話で調査しました。

調査の結果になりますが、当該地区の部農会長が、事業地の下流にある水田耕作に支障があるため4月から秋の収穫時期までは工事をしないでもらうよう申し出たということです。それを受けて工事が行えなかったとのこと。部農会長の話では、今はやっでもらっても問題ないという話でした。水路の工事がかかるという話です。

申請者の代理人に電話で確認しましたが、内容については、申請どおりです。工事着手時期については、具体的な期日は確認・検討中であるという話でした。地主さんからは、早く着工してほしいという話を伺いました。

以上です。

会長

事務局及び調査委員から説明がございました。ご意見、ご質問等ございませんか。

(質問、意見等 なし)

会長

無いようなので、採決に入りたいと思います。
本案について賛成の方は挙手願います。

(全員挙手)

会長

全員賛成のようですので、本案については、原案どおり決定いたします。

会長

日程7 農業経営基盤強化促進法に関する議案を議題とします。

議案第41号 農用地利用集積計画の決定について を審議いたします。なお本議案につきましては、6番委員が申請人となっているため、議事参与の制限に該当する案件となります。農業委員会等に関する法律第31条により議事に参与できませんので、6番委員は退席をお願いいたします。

(6番委員退席)

会長

それでは、事務局から説明を求めます。

事務局

議案書の6ページをお願いします。

議案第41号 旧農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により、別紙のとおり農用地利用集積計画を定めたので委員会の決定に附す。令和6年1月12日提出。

議案書7ページの議案第41号別紙資料 農用地利用集積計画申出書一覧表をご覧ください。

本議案は、公告予定日が1月15日の利用集積計画となります。

本議案における計画は農地中間管理事業による利用集積が2件で、合計面積は7,439㎡、農地を転貸する者は静岡県農業振興公社です。

番号1 (議案書の内容読み上げ) 1筆 5,090 m²

番号2 (議案書の内容読み上げ) 1筆 2,349 m²

以上で事務局からの説明を終わります。よろしくご審議のほどお願いいたします。

会長

事務局から説明がございました。ご意見、ご質問等ございませんか。

(質問、意見等 なし)

会長

無いようなので、採決に入りたいと思います。

本案について賛成の方は挙手願います。

(全員挙手)

会長

全員賛成のようですので、本案については、原案どおり決定いたします。

6番委員は戻ってご着席ください。

(6番委員着席)

会長

ただ今審議した結果、本案については原案とおり決定されたので、ご報告いたします。

会長

これもちまして、全ての審議が終わりましたので、事務局にお返しします。

事務局

(連絡事項)

1. 地域計画について

2. 先進地活動事例 (愛媛県鬼北町農業委員会の目標地図素案作成に係る取組み)
の紹介

3. 農業会議情報の案内

4. 次回総会 2月13日(火) 午後2時00分

御殿場市民会館 3階 第7会議室

事務局長

それでは令和5年度第10回総会を閉会いたします。

議 長

議事録署名人

5 番

議事録署名人

7 番
